

機械土工技能者能力評価基準

令和元年10月8日認定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、機械土工技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 能力評価基準の策定主体

一般社団法人 日本機械土工協会

2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、機械土工技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、機械土工技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③機械土工技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有する機械土工技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出すことを目的とする。

3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、建設機械を運転操作して機械土工工事※に従事する技能者を対象とする。具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「運転手（特殊）」（14）小分類「運転手（特殊）・建設機械運転工」（01）「掘削機械運転工」（06）とする。

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「機械土工技能者」と称する。

※土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、外構工事、はつり工事等

4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

機械土工についての基礎知識を有するとともに、建設機械の安全な使用方法を身に付け、指示を受けながら建設機械を運転・操作し、機械土工作業ができる。

レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

建設機械の複合操作や組合せ施工ができ、一つの作業を責任持って担当することができる。工事の種類、事前調査、土質試験、工事計画及び切盛土量の平衡、法面の安定、機械施工計画の知識があり、業務と関連して理解できる。

レベル3：職長として現場に従事できる技能者

機械土工工事に関する作業管理、品質管理、工程管理及び安全管理ができ、工法、技術等について元請監理者等と協議し、作業手順を組立て、技能者に指示、伝達、調整等を行い、一連の作業ができる。

レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

高度な機械土工に関する熟達した作業能力を持ち、効率的な現場管理ができる。また、工事全体の計画・管理業務に参画し、他の職種との調整等 QCDSE（Quality:品質、Cost:原価、Delivery:工程・工期、Safety:安全、Environment:環境の略）の総合的な管理ができる。工法、技術等については、元請監理者等に提案ができる。

5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職能のうち大分類「運転手（特殊）」小分類「運転手（特殊）・建設機械運転工」又は「掘削機械運転工」に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

（1）レベル4

【考え方】

就業日数については、熟達した作業能力、効率的な現場管理ができるマネジメント能力を身に付けるために必要な実務経験は、登録機械土工基幹技能者制度においては、10年以上の実務経験を有するとされている。1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士においても、高等学校の指定学科を卒業後、10年以上の実務経験が受験資格と定められており、技能者の能力評価制度における最上位のレベルである

ことを踏まえて10年以上と設定する。

保有資格については、熟達した作業能力、効率的な現場管理ができるマネジメント能力を身に付けた「登録機械土工基幹技能者」に加え、建設工事の適正な施工の確保に寄与するとされ、実質的に工事現場の管理を行っている「1級建設機械施工技士」、「1級土木施工管理技士」とする。現在、登録機械土工基幹技能者の多くが上記の資格を取得している。また、卓越した作業能力で業界の発展に寄与したことが認められた「優秀施工者国土交通大臣顕彰の受章者」についてもレベル4として認める。

建設機械施工技士はレベル2、3の保有資格を所持していなくても建設機械の運転業務を行うことができるため、レベル2、3の保有資格の所持を必須とはしない。

職長・班長としての就業日数については、登録機械土工基幹技能者講習の受講要件である職長経験3年以上が必要と考える。

【基準】

①から③までを満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,150日(10年)以上であること。

② 保有資格

以下に掲げる資格のいずれかを保有している、又は顕彰を受章していること。

- ・ 登録機械土工基幹技能者（講習修了証の期限が切れている場合は除く）
- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 優秀施工者国土交通大臣顕彰

③ 職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が645日(3年)以上であること。

(2) レベル3

【考え方】

「安全衛生教育推進要綱」では、建設機械の運転業務従事者安全衛生教育を定期で実施する場合は、おおむね5年ごとと定められている。当該機種についての操作方法と運転者個人の安全衛生作業はレベル2の技能者として実務作業に従事してから5年で習得し、工事現場全体または組織としての安全衛生の推進に参画していくと考えられる。就業日数については、レベル1の2年に加え、レベル2での5年を必要とする為、レベル3になるには7年以上が必要として設定する。

保有資格については、技能検定がないため、建設機械の運転者安全衛生教育を修了することとする。この教育では、最近の建設機械の特徴、取り扱いと保守(安全)、災害事例及び関係法令など、職長として部下を管理する際に理解すべきことに加え、

工事現場全体または組織としての安全衛生の推進についての教育が行われる。また、「青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）」の顕彰基準の一つに「安全・衛生の向上に貢献していること」との項目があり、これは、上記基準を包括していると考えられる。また、レベル4と同様の理由により、レベル2の保有資格の所持を必須とはしない。

職長・班長としての就業日数については、レベル3は、職長・班長として現場に従事できる技能者のレベルであることから、一定のマネジメント能力を有していることが担保されなければいけない。そのためには1年以上の職長経験を有している必要がある。

【基準】

①から③までを満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,505日（7年）以上であること。

② 保有資格

以下に掲げるいずれかの安全衛生教育を修了又は顕彰を受章していること。

- ・ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育
- ・ ローラー運転業務従事者安全衛生教育
- ・ 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰

③ 職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が215日（1年）以上であること。

（3）レベル2の基準

【考え方】

就業日数については、熟練度の高い運転技術者を対象とする「2級建設機械施工技術検定試験（実地）」の受験資格「指定学科の高等学校卒業後、2年以上の実務経験」に準じて2年以上の就業日数が必要とする。これは一般社団法人日本機械土工協会が作成する「オペレータの昇進モデル」と一致することから、機械土工業界内で標準になっていると考えられる。

保有資格については、中堅技能者（一人前の技能者）として従事する機械土工（建設機械施工）の代表的な作業「押土・整地、積込み、掘削、締固め」で、「押土・整地、積込み、掘削」作業に必要な「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習」または「締固め」作業に必要な「ローラーの運転の業務に係る特別教育」を設定する。

【基準】

①及び②を満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が430日（2年）以上であること。

②保有資格

以下に掲げる技能講習または特別教育のいずれかを修了していること。

- ・車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習
- ・ローラーの運転の業務に係る特別教育

（4）レベル1の基準

【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者とする。

各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、機械土工技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

7. その他

機械土工技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録機械土工基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているものと取り扱う。

【別表】レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が2,150日(10年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●登録機械土工基幹技能者講習 ●1級建設機械施工技士 ●1級土木施工管理技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 	職長としての就業日数が645日(3年)以上であること。
レベル3	就業日数が1,505日(7年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育 ●ローラー運転業務従事者安全衛生教育 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 	職長又は班長としての就業日数の合計が215日(1年)以上であること。
レベル2	就業日数が430日(2年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習 ●ローラーの運転の業務に係る特別教育 	/
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可